

英国チャネル諸島ジャージー島の統治システム

—ジャージー議会の構造—

弥久保 宏*

The Governing System of The Bailiwick of Jersey ; British Channel Islands — The Structure of The States of Jersey —

Hiroshi YAKUBO*

1. はじめに

英国海峡に浮かぶチャネル諸島に属するジャージー島は、人口約9万7千人、面積116km²で、図1に見られるように、フランスのコタンタン半島西の沖合に位置する。この島は地理的、歴史的な背景から英国とフランスの文化を融合した特異な文化圏を形成している⁽¹⁾。ジャージー島は英国領土ではなく、植民地でもない英国王

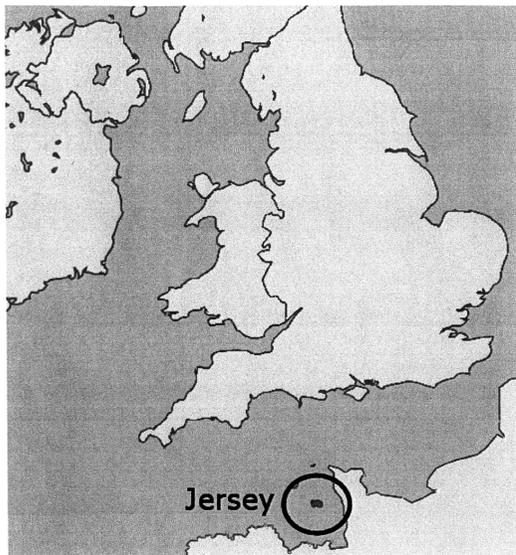


図1 ジャージー島の位置

室保護領として位置付けられている。ジャージー島の正式名称は Bailiwick of Jersey といい、これは代官管轄区ジャージーという意味で、独自の自治議会、行政組織、法体系をもち、他の王室保護領と同様に外交と国防に関しては英国政府に委託し、保護されている。

我が国における英国政治研究の対象は、ウエストミンスターモデル研究と言われるくらい、イングランドが中心で、他の連合構成国としてウェールズ、スコットランド、そして北アイルランド研究が補完的に行われてきたのが実状であり、英国王室保護領に至っては、ほとんど関心が向けられてこなかった。

一方、英国では、北アイルランド問題が世界的にクローズアップされた1998年以降、英国とアイルランドの包括的研究が盛んに行われるようになってきている⁽²⁾。こうした包括研究は、地理的な観点からいえば、ブリテン島とアイルランド島を一つの 카테고리とする研究方法である。しかし、英国とアイルランドを地理的に一つの 카테고리と括った地域研究でも、王室保護領はその対象外とされてきた。

ところが歴史学の分野では、既にこの王室保

*人文学部 国際文化学科

護領も含めたカテゴリーとして、David W. Moor の *The Other British Isles*⁽³⁾ といった研究成果が存在する。このカテゴリーは、ブリテン島(イングランド、ウェールズ、スコットランド)とアイルランド島(アイルランド共和国、北アイルランド)に王室保護領(マン島、ジャージー島、グァンジー島、)を加えた概念である。

本稿で取り上げるジャージー議会の考察は、British Isles の観点から王室保護領を政治学的研究対象の一つとして取り上げるものである。現在、ジャージー島以外の王室保護領として同じチャンネル諸島地域に属するグァンジー島(Bailiwick of Guernsey)やブリテン島とアイルランド島の狭間に浮かぶマン島(Isle of Man)が存在するが、同じ王室保護領でありながら統治システムは、それぞれ異なっている⁽⁴⁾。

本稿では、ジャージー議会の構造を比較政治学の観点から明らかにすることが目的である。まず、ジャージー議会の起源を概略史的に辿り、主要な憲法改革による議会の変遷を検証する。そして、現在の議会構造を考察してジャージー島の統治システムの特徴を明確にすることが狙いである。

2. ジャージー議会の展開

① ジャージー議会の起源

ジャージー議会(The States of Jersey)は、世界でも古くから存在する議会の一つである。記録として、16世紀には既にその存在が確認されているが、起源はもっと古く、ロイヤルコート(Royal Court)にその起源を求めることが出来る⁽⁵⁾。その起源に繋がる歴史的出来事は、更に933年に遡る。933年、フランスに定住したヴァイキングの首領がフランス王からノルマンディー公(Duke of Normandy)に任命され、ジャージーは他のチャンネル諸島とともにノルマンディー公国の領土となった⁽⁶⁾。

1066年、ノルマンディー公ウィリアムがノルマン・コンクエストによりイングランド王となり、ジャージーはイングランド王の支配下に置かれることになる。この後、1204年迄、ジャージーを含むチャンネル諸島とノルマンディー公国は、一つの王室の下に支配されることになった。しかし、ジャージーはノルマンディー公国領の一部だったので従来のノルマン慣習法が適応され、イングランドとは別の法律や言語で統治が行われることになった⁽⁷⁾。

1204年、ノルマンディー公を兼任するイングランド王、ジョンがフランス王フィリップ2世に敗れ、ノルマンディー公国の領土を失ったが、ノルマンディー公国領土の一部であったジャージーは、他のチャンネル諸島とともにイングランド王の支配下に留まった。その際に、ジョン王はいわゆる“ジョン王の憲法”(The Constitutions of King John)を公布し、島民達の忠誠心を維持する為に、自治を認め、イングランドの法ではなく、長年慣れ親しんできたノルマンの慣習法で今後も統治されるようにはからった。それ以来ジャージーは歴代のイングランド王室の保護領となる⁽⁸⁾。

ジョン王の憲法により、島民達は12名の陪審員(Jurat)を選ぶ権利が与えられた。この陪審員達が後に代官(Bailiff)とともにロイヤルコートを形成し、反逆罪を除く、民事と刑事両方の訴訟事件を裁く権利を得ることになる。こうして、島民達はイングランド王室に忠誠を誓い、フランスからの侵略を自衛し、その結果として多くの特権を獲得してゆくことになった⁽⁹⁾。

王はジャージー統治にあたり、代理として監督官(Warden)を創設し、自ら任命した。この役職は後に総督職に引き継がれてゆくことになる。しかし、監督官にはジャージーの政治、軍事、裁判に直接かかわる義務がなかったので、王は、ジャージーとグァンジーに代官を任命し、

その後、両島は代官管轄制度(Bailiwick System)によって保護されてゆくことになる⁽¹⁰⁾。

代官は、12名の陪審員とともにロイヤルコートを形成するようになるが、当初、このロイヤルコートは島内の司法機関としての役割の他に立法機関としての役割も担っていた。島内の立法や法改正はロイヤルコートの要請に基づき、王室の枢密院令によって行われるのが通例であった⁽¹¹⁾。やがて、ロイヤルコートは枢密院へ立法や法改正の要請を行う前に、事前に党内12教区(Parish)の教区長(Constable)、教区司祭(Rector)と協議を行うようになり、この協議の過程から代官が議長を務め陪審員、教区長、教区司祭によって構成される集会が出現することになった⁽¹²⁾。この集会は、やがてジャージー議会(Les Etats de Jersey : the Parliamentary Assembly of Jersey)⁽¹³⁾と呼ばれることになる。この議会こそが、今日のジャージー議会のルーツになる。

② ジャージー議会の変遷

ジャージー議会の最も古い議事録は1524年に認められるが、当時はまだ、ロイヤルコートにも立法権があったため、議会の議事録はロイヤルコートの議事録と混在していた⁽¹⁴⁾。1603年から、総督ウォルター卿のはからいで、議会とロイヤルコートの議事録を別々に作成することになったが、ロイヤルコートは依然として立法権を行使していた。

1771年の枢密院令により、ようやくロイヤルコートから立法権が剥奪され、議会だけが立法権をもつことになる⁽¹⁵⁾。ここに名実ともにジャージー議会が唯一の立法機関としてスタートすることになる。議会の構成メンバーは、依然として代官、陪審員、教区長、教区司祭であったが、1857年から新たな議会のメンバーとして代議員職(Deputy)が創設され、教区から14

名の代議員が議会に加わった。14名はSt Helier教区から3名で、残りの11教区から1名ずつ選出された。1891年には、秘密投票制による最初の選挙が実施され、1907年、St Helier教区の代議員定数が6名に増加された為に、初めて教区内で3つの選挙区割りが行われた⁽¹⁶⁾。

1204年以降、ジャージーは、島内自治と数々の特権を許され、王室保護領としての立場を享受してきたが、ついに、外敵によって島が占領される事態に直面する。1940年から1945年迄、ナチス・ドイツの占領下に置かれることになる。やがて、第二次世界大戦の終結とともに島は占領から解放され、戦後の新たな統治システムを策定する委員会が枢密院に発足し、その委員会報告に基づいて大きな憲法改革が実施されることになった⁽¹⁷⁾。

一連の憲法改革の中でも1948年の改革はもっとも画期的な改革で、陪審員と教区司祭は、議会の構成メンバーから外され、代わりに新たなメンバーとして全島を代表する12名の元老職(Senator)が創設され、代議員の数も増設された。陪審員はロイヤルコートのメンバーに留まったが、もはや立法機能を行って来なくなる。ここに、1771年から始まった司法と立法の分離が完成する。代官は、ロイヤルコートと議会双方の議長に留まったが、議会議長の立場として、政治的討議には参加しなくなり、議決権も行使しなくなった。キャスティングボートを行使する権限は、その後も保留されたが、それも2005年の議会法によって廃止されることになる。

3. ジャージー議会の構造

ジャージー島の領主は、エリザベス女王であり、ジャージーでの公式称号は“ノルマンディー公たる女王”(The Duck of Normandy, Our Queen)である。通常、島内における女王の代理を務めるのは総督(Lieutenant Governor)⁽¹⁸⁾

で、ジャージー政府と英国政府の紐帯役を果たしている。英国政府のジャージー担当機関は、法務省王室保護部である。

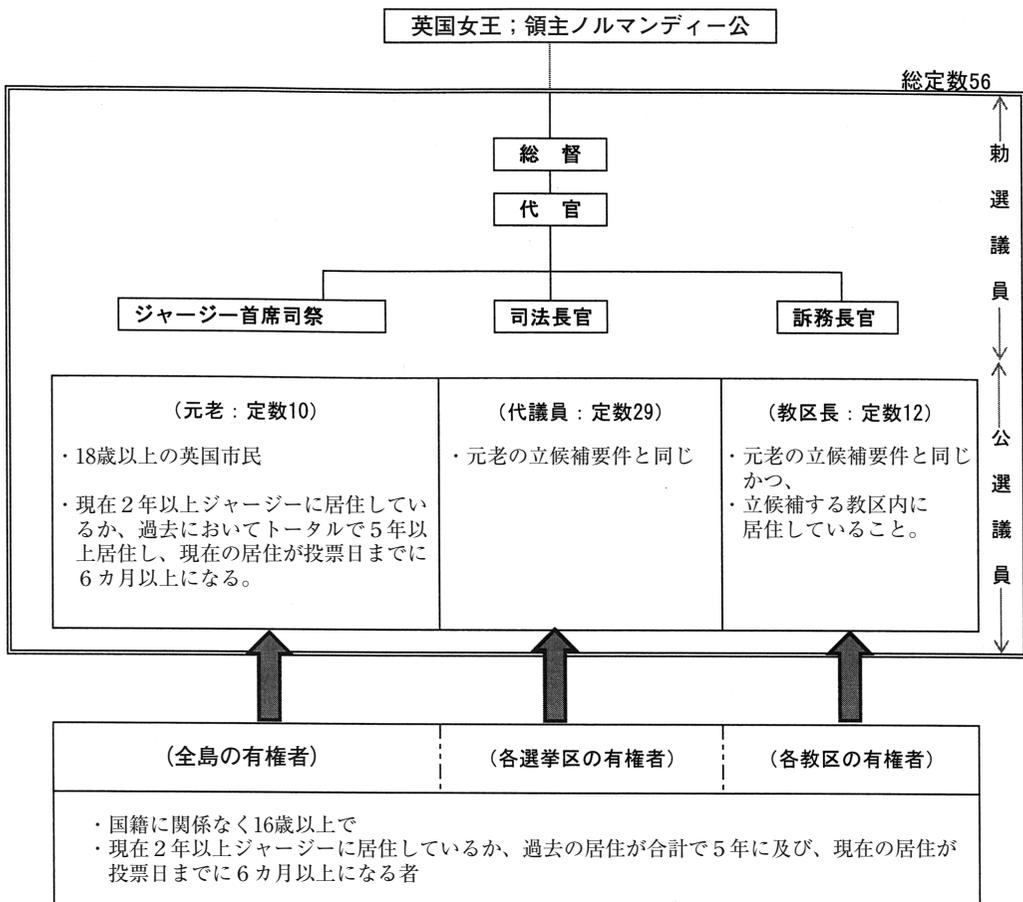
ジャージーの統治システムは、議会制民主主義を採るが、三権分立や議院内閣制が確立しておらず、議会は立法機関であると同時に、行政執行機関の役割も兼ねている。また、英国同様に単一の憲法典をもたないが、現在、憲法を構成する最も主要な法律は、2005年ジャージー議会法（The States of Jersey Law 2005）である。

① 議会の権限

現在のジャージー議会の構成は、2005年ジャージー議会法、第2条に明記されており、一院制で総定数56名の議員で構成される。この内訳は勅選議員5名、公選議員51名で、公選議員は更に、元老、代議員、教区長という三つの議員職に分類され、一院制でありながら多様な議員職によって構成されているのが特徴である（図2参照）。以下、勅選議員と公選議員の職務について考察する。

勅選議員（定数5）

5名の勅選議員は、代官、総督、ジャージー



出所：The States of Jersey Law 2005, Public Elections (Jersey) Law 2002, Public Elections (Amendment No. 4) (Jersey) Law 2011を基に作成

図2 ジャージー議会の構成（一院制）

首席司祭 (Dean of Jersey)、司法長官 (Attorney General)、訴務長官 (Solicitor General) で、女王によって任命される。

代官

議会では議長の役割を担い、任期は任命書に記された任期満了まで務める。任命にあたっては、枢密院が事前に島内と相談の上、決められる。議長としての権限と責務は、2005年ジャージー議会法の第4章と議院運営規則に定められている。議長として政治的討議には参加せず、議決権が無く、キャスティングボートも行使しない。代官は議会議長の他にもロイヤルコートの裁判長も兼任し、対外的にジャージー島を代表する存在となっている。

総督

総督はジャージーにおける女王の代理であり、王室保護領として英国政府に委託している国防面で、軍の指揮官を務める。役職上、勅選議員として議会へ参加する権利はあるが、討議には加わらない。議会へ出席して演説を行うのは、着任時と離任時の2回が慣例で、今日その職務はほとんど儀礼的なものに留まっている⁽¹⁹⁾。

首席司祭

首席司祭は、ジャージーにおける英国国教会のトップで、議会の礼拝司祭の役割も担っている。議会での発言権はあるが議決権はない。1948年以降、12の教区司祭が議員でなくなって以降、発言内容もその役職柄から慣例として、教会に直接かかわる問題のみの発言に留まっている。

司法長官と訴務長官

司法長官とその補佐的立場にある訴務長官は、英国王室の法官であり、職務として議会では法律上のアドバイスを行う。役職上、勅選議員として議会のメンバーであるが、議決権は無く、通常、揃って出席することはない。彼らは議会のすべての案件に発言権⁽²⁰⁾はあるが、慣例に

よって政治的な問題に関しては発言をしないことになっている。議員は議会に関係する問題について、司法長官と訴務長官にアドバイスを求めることができる。

公選議員 (総定数51)

公選議員を構成する元老、代議員、教区長といった三種類の議員職は、その創設や選挙制度が多様であるが、議会における権限は対等である。勅選議員と異なり、議決権をもち、内閣にあたる閣僚協議会のメンバーやその監査委員会のメンバーとなって、ジャージー議会の実質的な構成メンバーとなっている。

元老 (定数10)

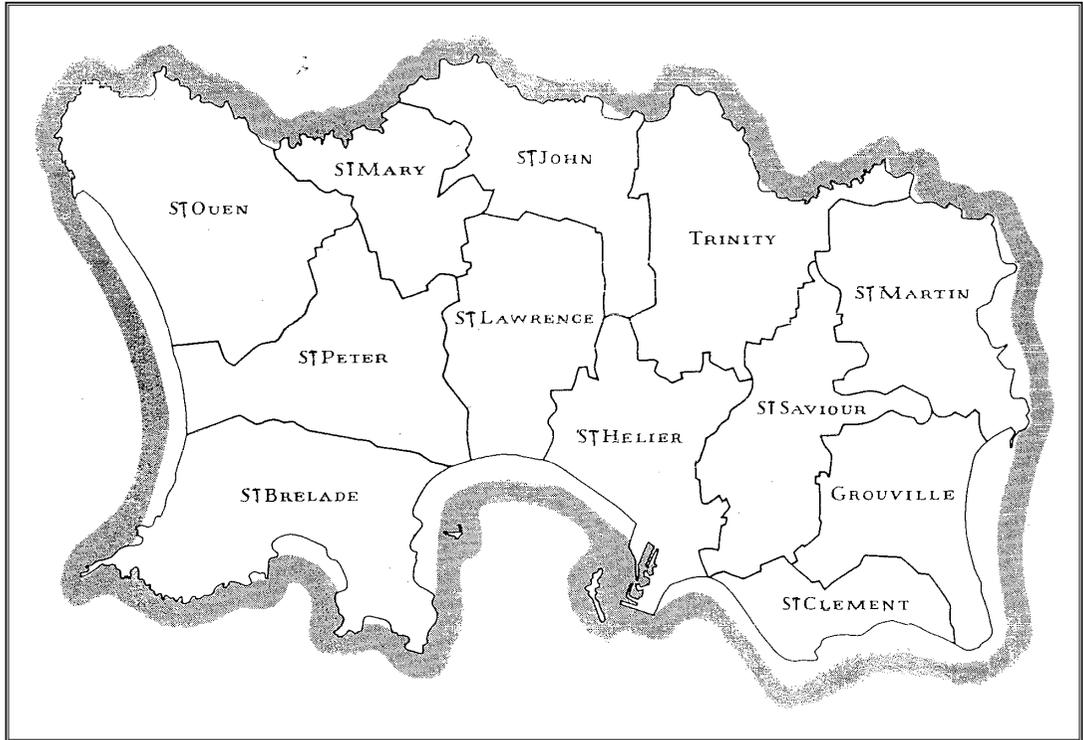
1948年、議会のメンバーから外された陪審員に代わって創設され、全島を一選挙区とする大選挙区制で選出される。創設当初、定数12、任期が9年であったが、1966年に6年に短縮され、半数の6名が3年毎に改選されていた。2011年から定数は10になり、任期も3年に変更になった。2014年から定数は、更に8名に削減される予定である。新しい選挙制度導入に伴う過度期的な調整として、2008年に選出された6名の元老は、2011年の選挙を経ずに任期6年が保障されている。

代議員 (定数29)

代議員職は100年以上の歴史があり、1856年に14名の代議員を選出する法律が制定された。14名の内訳は、St. Helier 教区から3名で他の11教区からはそれぞれ1名だった。次第に代議員の定員数は増加してゆき、第二次世界大戦前には17名、1948年には28名に、更に1973年にはSt. Brelade に3名の代議員が追加された。現在29名の代議員は17の選挙区から選出され、任期は3年である。

教区長 (定数12)

教区長は選挙によって選ばれる教区(行政区)の首長であり、ジャージーは12教区に区分され



出所：Royal Court

図3 ジャージー島12教区区分

ている（図3参照）。教区長職は、議会創設初期のころから議会を構成する三つの議員職の一つとして今日に継承されている。任期は3年で、教区長はジャージー議会のメンバーの他に、教区内の全般的な問題を定める教区議会の議長でもあり、教区警察の名誉署長も兼ねる。

① 議会の権限

議会の機能

議会の最も主要な機能は、立法機能である。立法過程は、三読会制をとり、議会で制定された法律は、枢密院で女王の裁可を経てジャージーに送付され、ロイヤルコートに登録された日から効力を発することになる。議会では、審議中の野次等は一切禁じられており、議会で議員を呼ぶ方法は、その議員職によって異なる⁽²¹⁾。

立法活動と並んで議会の重要な機能は、閣僚協議会の行政活動を監視することである。この為、議会には、経済問題、環境問題、法人サービス、教育・家庭問題、健康・社会保障及び住宅問題の5つの行政監査委員会が存在し、各監査委員会が管轄する行政問題の監査を行っている。この委員会は、閣僚協議会のメンバーでない議員によって組織されることになる。ジャージー議会法に定められている議会の業務は以下の通りとなっている。

- ・ジャージー島内に関する法律や諸規則の制定
- ・国家予算の承認
- ・閣僚協議会メンバーの任命
- ・会計監査委員会と行政監査委員会の任命
- ・政策の決定
- ・重要な公共政策の討議と決定

- ・ 請願の審査
- ・ ジャージー島民の代表

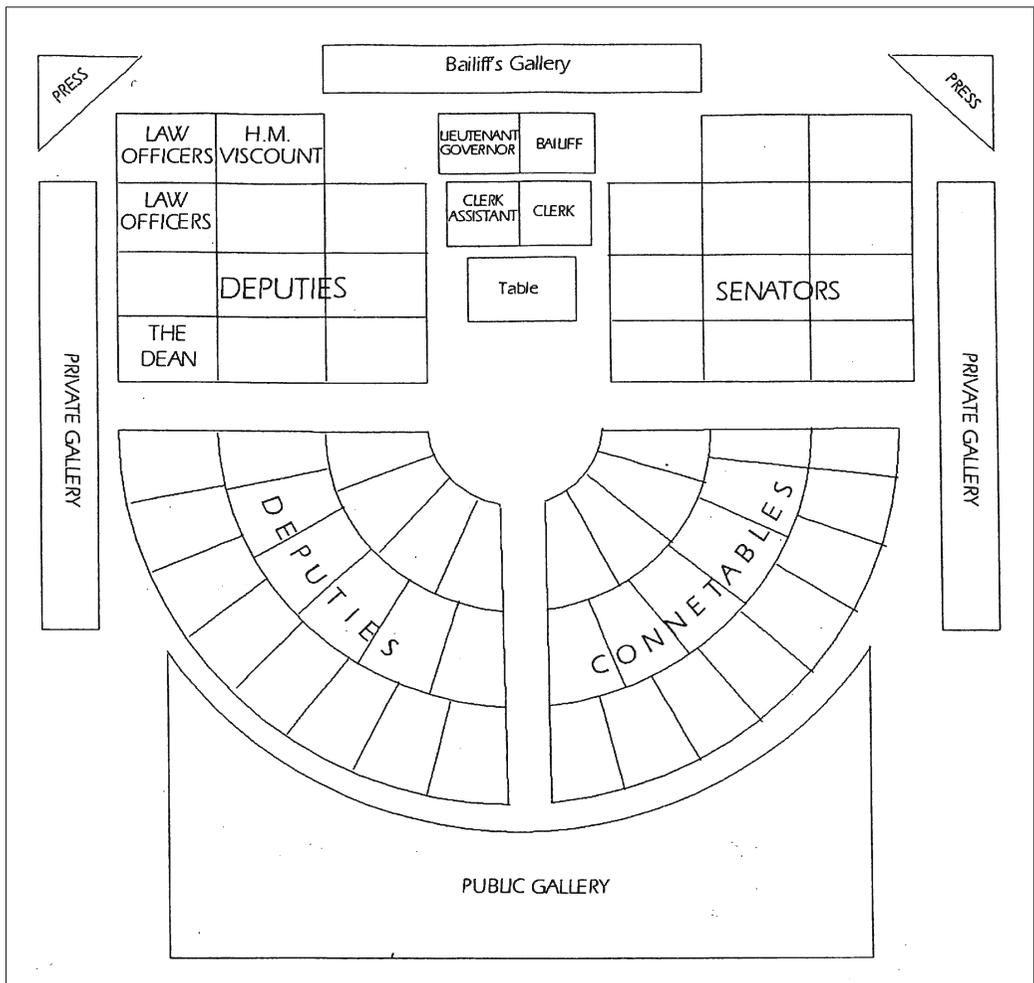
現在、議会業務のほとんどが英語で行われているが、公用語が英語とフランス語なので、議会の演説ではどちらの言葉を使ってもよいことになっている。1960年代まで、公の場ではフランス語が使われるのが一般的で、今でも島内の住所表示はほとんどフランス語である。また、議会で採決を採る際は賛成(Pour)、反対(Contre)

とフランス語が議会用語になっている。議場の配置に関しては、図4を参照。

英国議会との関係

ジャージーは、1066年以降、内政に関して独自の立法権限を認められてきたが、王室保護領として国防と外交は英国政府に委託しており、内外の政治問題や立法活動においても英国議会や政府と密接な関係を保ってきた。

英国議会で成立した法は、通常はジャージーに



Lieutenant Governor (総督)、Bailiff (代官)、The Dean (首席司祭)、Senators (元老)、Deputies (代議員)、Connetables (Constable; 教区長)

出所：States Greffe, *The Government of Jersey* の図を加筆修正し作成

図4 議場配置図

適応されないことになっているが、もし、ジャージーも巻き込むような法律が適応される場合は、慣例上、事前にジャージー議会の承認が必要とされている。英国政府はジャージーの外交問題を委託され、その責務を負うが、ジャージー議会と同意の上で外交政策を進めることになっている。近年、徐々にジャージー政府は、英国政府に従属するだけでなく、英国政府と同時に、外交政策に関する立法活動も独自に行うようになってきている⁽²²⁾。

英国との関係で、外交問題におけるジャージーの特殊な立場としてEUとの関係がある。ジャージーはEUのメンバーではないが、英国が加盟した時の付随文書3によって英国の特別領域としての適応が行われ、ジャージーの商品がEU領域内で自由に取引されることが可能になっている⁽²³⁾。2010年には、EUにおけるチャンネル諸島の利益を代表する事務所をグアンジーと共同でブラッセルに開設している。

② 閣僚協議会

ジャージー政府機関の中心となっているのが閣僚協議会（Council of Ministers）で、首席大臣（Chief Minister）率いる10名の閣僚で組織され、その管轄の下に10の省庁が存在する。この内閣制に基づく閣僚評議会の導入は2005年からである。16世紀末から形成されてきたジャージーの自治において、議会は立法機関であると同時に行政機関でもあった。議員は必ず何れかの委員会に所属し、委員長がその行政部門を統括してきた。

しかし、時代とともに行政組織の役割が拡大するなかで、従来の委員会制度では、政策決定に時間がかかったり、委員会間の調整不足といった機動性に欠け、政治的責任の所在も曖昧であった⁽²⁴⁾。こうした弊害を解決する為に、2005年12月から、内閣制度が導入され閣僚協議

会が発足することになった。

閣僚協議会の構成と役割

閣僚協議会の構成は、2005年議会法の第18条に規定されている。首席大臣と各大臣の10名で組織され、さらに総数13名以内で1名から2名の副大臣が各大臣を補佐する仕組みになっている。大臣と副大臣の総数が23名以内と制限されているので、議会で議決権をもつ公選議員51名の過半数に及ばない。

これは行政権力の抑制が目的で、閣僚協議会が行政権力上、議会の優位に立っていないことになっている⁽²⁵⁾。閣僚協議会に参加しない残りの公選議員は、監査委員会に所属し、閣僚協議会のチェックを行うことになる。

この閣僚協議会のグループと監査委員会のグループが与党ブロックと野党ブロックという政党政治を想定させるが、ジャージーには政党政治は存在せず、首席大臣には議会の解散権が無いので、両ブロック間のチェック・アンド・バランスの構造には至っていない。

首席大臣は、議員の中から議員によって選出され、選ばれた首席大臣は組閣に着手するが、閣僚の任免権は無く、閣僚候補者の指名に留まる（ジャージー議会法第19条）。指名された閣僚候補者の任命は、個別に議会の多数で決定される。閣僚協議会の主要な機能は以下の通りである（同法第18条）。

- ・ 所轄行政機関の政策の調整と遂行
- ・ 複数の省庁に跨る政策の調整
- ・ 外交政策の決定
- ・ 立法や行政政策の優先順位を決める
- ・ 公共政策の決定と監査委員会への提出（就任後4カ月以内）

また、閣僚協議会は、閣議決定によって政府の施政方針を定期的に戦略的計画として公表しなければならない。現在、実施されている重要な計画の一つが「ジャージー議会戦略的計画

2009年—2014年」(The States of Jersey Strategic Plan 2009-2014)で、議会で承認された後、各省庁一連の遂行計画として実施されることになっている。各省庁の大臣は、戦略的計画の枠内で政策を実施し、サービスの充足に責任を持たなければならない。現在10の行政機関は、首席大臣府、経済開発省、教育スポーツ文化省、健康社会福祉省、内務省、住宅省、環境省、社会保障省、運輸技術省、財務資産省である。これらの行政活動は、前述した議会内の5つの何れかの監査委員会によって監査を受けることになる。

首席大臣の権限

ジャージーの内閣制度は、他の議会制民主主義国の制度と大きく異なり、とくに首席大臣の権限が極めて弱いのが特徴である。他国の首相は、自分の思い通りに内閣の改造を行い、閣僚の任免権をもっているのが一般的であるが、ジャージーでは議会法第20条により、大臣を罷免出来るのは議会だけと定めており、首席大臣が特定の大任ポストを指名した候補者が必ずそのポストに就けるという保証もない⁽²⁶⁾。

省庁の政策決定の責任は担当大臣が負うことになるが、慣例上、首席大臣が主宰する閣議を経て全会一致か、多数で決定されている。しかし、法律上、閣僚協議会の連帯責任が明記されていないので、閣僚は議会で議員個人として閣議決定と反対の行動をとる自由が認められており、その為に辞任する必要もない。閣僚が拘束されるのは、2006年から導入された大臣行動規範(Code of Conduct for Ministers)による。

また、他の議院内閣制の内閣と異なり、閣僚協議会は、議会では構造上、少数派であるため、議会の多数を得るためには、政府メンバーの議員の他に、少なくとも3名の議員の支持が必要となる。議会の解散権が無い首席大臣がその政治的リーダーシップを発揮する為には、まず、法

律上の権限なしに閣僚の支持を取り付け、更に議会で閣外の議員の支持を取り付けなければならない。閣僚協議会が内閣として機能するか否かは、ひとえに首席大臣の政治力や説得力といった個人的資質に大きく依存することになる⁽²⁷⁾。

4. 政党と選挙システム

① 政党事情

ジャージーに政党は存在するが、議会において政党政治を確立するまでに至っていない。これまで、幾つかの政党が組織されているが、長続きせずに消えていった。クロシアー・レポート(The Clothier Report)の中で「特定の利益目標の為に設立され、目標が達成されたら消えてなくなっていった。政党本来の政治哲学が欠けていたからだ⁽²⁸⁾」と述べられているように利益集団の域を出ていない。

とくに、1950年代以降は、立候補者のほとんどが、無所属で立候補するようになった。ところが、2005年には、閣僚協議会という内閣制度の導入に伴い、政府与党と野党が形成されると見込んで、ジャージー民主同盟(Jersey Democratic Alliance; JDA)と中央党(Centre Party; CP)の二つの政党が設立された。しかし、2005年10月に実施された元老選挙では、党公認候補者の当選は皆無だった。翌月に実施された代議員選挙では3名のJDA 党員と2名のCPの党員が当選したが、党公認候補者としてではなく無所属としての当選だった⁽²⁹⁾。2007年には、CPは解散している。

2008年に政党登録法(Political Parties Registration Law 2008)が制定され、同年10月の元老選挙で、JDAは2名の候補者を擁立し、2名の候補者がキャンペーングループ“Jersey 2020”から立候補し、また2名が“Time4 change/Reform”から立候補したが、誰も当選出来なかった。翌月の代議員選挙では4名のJDP公

認候補者が当選するが、その後直ぐに3名が離党し無所属のまま議員に留まった⁽³⁰⁾。

② 選挙システム

2011年からジャージー議会の公選議員の数は、10名の元老（全島区）、29名の代議員（小選挙区と大選挙区の混合制）、12名の教区長（12教区選挙区）の総数51になった。それまで議員職によって任期や選挙の投票日が異なっていたが、2018年の総選挙導入に向けて現在調整中である。従って、現在、公選議員の任期はまちまちであるが、任期途中で解散はなく、2011年11月に選出された議員と2014年に選出される議員の任期は3年に短縮されることになっている。

ジャージー公職選挙法（Public Elections Law 2002及びPublic Elections Amendment Law 2008）によると、選挙権は国籍に関係なく16歳以上でジャージーに現在2年以上居住しているか、過去合計で5年間に及ぶ居住期間があり、現在の居住が投票日まで6カ月以上になる者。2008年から年齢要件が18歳から16歳に引き下げられた。

代議員と元老の立候補要件は、18歳以上の英国市民で、2年以上ジャージーに居住しているか、過去合計で5年以上居住し、現在の居住が投票日まで6カ月以上になる者。教区長は、上の要件に加えて、立候補する教区に居住していなければならない。

元老議員

定数10の元老は、選挙区は全島を一選挙区とする大選挙区制を採る。2008年迄、元老議員定数12名の半数6名が3年毎に選挙で改選され、代議員選挙が同じ3年毎に実施されていた。選挙の月が元老選挙10月、代議員選挙11月と異なっていたので、落選した元老議員候補がマニフェストを作り直して、翌月の代議員選挙に鞍替えしたり、また代議員選挙の立候補者予定者

が予備選挙的に元老選挙に立候補するケースもあり、これは、ジャージーの選挙文化となっていた⁽³¹⁾。

元老選挙に立候補者するには、10名の有権者の推薦が必要であり、選挙に先立って推薦集会がSt. Heleirの教区ホールで開かれ、定数を上回る立候補者が存在する場合に選挙が実施されることになり、投票日は選挙業務を担当するロイヤルコートによって発表される。

代議員

定数29は現在、ジャージー議会法別表1によって17の選挙区⁽³²⁾に区割りされている。選挙制度は、人口規模によって小選挙区と大選挙区に分かれる小選挙区及び大選挙区混合制（single-and multi-seat constituencies）である。大選挙区の場合、有権者は定数分の候補者を選ぶことが出来る。

選挙区割りにあたっては、教区の境界を尊重し、大きな教区の定数は複数にして人口に比例するように区割りされている。推薦集会は選挙区ごとに行われ、推薦人10名はその選挙区の有権者でなければならない。

教区長

島内12の教区長は、立候補する教区の居住者でなければならない、教区の有権者によって選出される。かつて、12教区長の選挙は、それぞれ別々の時期に選挙が実施されていたが、2008年ジャージー教区長法（The Constable Law 2008）により2008年から元老選挙と同じ日に実施され、更に2011年の選挙から元老、代議員とともに同じ投票日に統一された。

ジャージー議会の選挙で秘密投票制が導入されたのは、1891年からであるが、今日でもジャージーの他の選挙（教区内の地方議会）では、公開投票制が実施されている。

これら、三つの議員職に関する選挙制度で最も注目すべき点は、選出される選挙区規模の多

様性である。元老は、島全体を一つの選挙区とし、代議員は教区もしくは教区を区割りした選挙区であり、教区長は、各教区が選挙区である。たしかに、選挙時におけるマニフェストでは、元老は全島的な政策を掲げ、代議員は選挙区内の問題を重視し、教区長は教区の利益を代表する内容である。しかし、議会におけるこの三つの議員職の権限は全く同じである。

2011年10月19日に実施された議会選挙は、立候補者全員が、無所属で選挙戦を戦った。それまで別々の日に実施されていた元老、代議員、教区長の選挙が初めて同じ日に実施され、総選挙に近い選挙となった。投票率は、元老選挙48.4%、代議員選挙47.9%、教区長選挙48.6%と軒並み50%を割ってしまったが、2014年に完全な総選挙の実施を目指しており、今回の選挙はそれに向けた過度期的なものとなった⁽³³⁾。

元老議席4、代議員議席28、教区長議席12をめぐって争われ、総数で16名の新人議員が誕生した。記録的な出来事としては、元老選挙で前代官職を務めた Bailhache 卿が17,500票と最多得票記録を更新した。代議員と教区長選挙では、9名の現職議員が落選し、教区長選挙では、12教区中8教区で対立候補の不在で選挙が実施されなかった⁽³⁴⁾。

5. むすびに代えて

ジャージーの統治システムでまず注目を引くのが、議会構成のユニークさである。一院制でありながら、勅選議員と公選議員が混在し、更に公選議員も元老、代議員、教区長の三つの議員職が存在している。各議員職の選挙システムは異なるが、公選議員の議会における役割と権限は対等である。中世ヨーロッパにみられた身分制議会は、近代に入りほぼ二院制へ収斂されてゆくことになったが、ジャージー議会は、複数の院に分かれることなく、一院制の枠組みの

中で時代に応じた改革を行ってきた。

近年における最も大きな憲法改革の柱が、2005年ジャージー議会法の制定である。それにより政府組織はそれまでの委員会制が廃止され、内閣制（閣僚協議会）が導入されたが、行政権が議会から独立する権力分立の構造からは、程遠い状況である。

前述してきたように、内閣機関である閣僚協議会は、議会の多数派を代表するのではなく、また議会を解散する権限も無い。一方、議会側には閣僚協議会に対する不信任権が与えられ、首席大臣はじめ各大臣の任免権も議会が握っている。2000年のクロシアー・レポートでは、行政機関の強化によって、立法機関との明確な分離を勧告していたが、議会のメンバーが、英国政治でときおり問題となる“内閣の独裁”を恐れて、曖昧にした経緯があった⁽³⁵⁾。

このように、ジャージーの統治システムは、先進民主主義国の統治システムに比べて権力分立の展開が遅れている面は否めない。しかし、それはジャージーが人口10万に満たない離島という小さなコミュニティー社会であり、むしろ日本の地方政府に近いシステムが自治の更なる進展と相俟って、中央政府的なシステムに移行する過度期にあるといえる。

とくに21世紀に入ってから、議会の近代化議論や憲法改革が盛んである。2005年ジャージー議会法が制定され、内閣制度の導入による行政機関の近代化や公選議員の選挙制度改革と併せて、勅選議員の権限抑制といった近代化が図られてきた。他の独立国家に比肩しうる統治システムを目指し、現在も議会改革に向けた議論が活発に行われている⁽³⁶⁾。

しかし、ジャージーの議会改革は、単なる先進民主主義国の制度模倣に終始していない。むしろ、ジャージーの特殊な状況を踏まえ、王室保護領の立場を十分に活用して、時代に応じた

最も好ましい改革を模索し、実施してきたとは言えないだろうか。

注

- (1) 公用語は英語とフランス語であるが、現在でも住所表記はフランス語になっている。
- (2) 筆者も、アイルランド国立大学ダブリン校の英国・アイルランド研究所 (Institute for British-Irish Studies) に客員研究員として所属したことがあるが、英国とアイルランドの主要大学には、英国とアイルランド政治研究を一つのユニットにした研究所が存在する。
- (3) David W. Moore, *The Other British Isles*, McFarland & Company, 2005.
- (4) 英国王室領のマン島は二院制議会で統治システムも異なっている。詳しくは、拙稿「英国王室保護領マン島の統治システムについて」『駒沢女子大学研究紀要』第17号、2010年。
- (5) The Government of Jersey, *States of Greffe*, 2001, pp. 2-3.
- (6) Moore, *op.cit.*, pp. 217-218.
- (7) *Ibit.*, pp. 217-218.
- (8) F.de L. Bois, *A Constitutional History of Jersey*, States' Greffe, 1972, p. 16.
- (9) こうした特権の一つに島民達が無税で商品を輸出できる自由がある。Simon A. Honer, *The Isle of Man and the Channel Islands-A Study of Their Status under constitutional, International and European Law*, European University Institute, Florence Law Department, 1984, p. 5.
- (10) Philip Bailhach, "The Cry for Constitutional Reform a Perspective from the Office of Bailiff", *The Jersey Law Review*,

vol. 3. 1999, pp. 254-255.

- (11) Bois, *op. cit.*, p. 53.
- (12) *Ibit.*, p. 53.
- (13) Moore, *op.cit.*, p. 223. 当時のノルマンディー議会は Les Etats de Normandie ; the Parliamentary Assembly of Normandy と呼ばれるようになっており、この呼び方にならって付けられた。
- (14) Bois, *op. cit.*, p. 53.
- (15) *Ibit.*, p. 53.
- (16) *Ibit.*, p. 52.
- (17) *Ibit.*, p. 52.
- (18) 通常、Governor を総督と訳し、Lieutenant Governor は副総督と訳されるが、あえて総督と訳出した。現在、ジャージーに Governor 職は存在せず、その職務がかつての Governor と同じである。同名の役職がマン島にも存在し、やはり女王の代理としての職務を行っている。
- (19) 議会では、何世紀にも渡って代官が総督より優位にあり、その象徴として本会議場では総督の座席は代官の右に隣接し、代官の座席の高さに比べて7インチ低くなっている。States Greffe, "The State Chamber", *The Government of Jersey*, 2001.
- (20) 議会での発言権は、1824年3月19日の枢密院令で今日まで保障されてきた。Tim Johns, *Jersey Legal System & Constitution Law*, Institute of Law Jersey, 2001, p. 114.
- (21) 元老は個人の名前の後に元老が付けられ、教区長はその教区の名前を被せられ、代議員は、その教区の定数が1の場合は、その教区の代議員と呼ばれ、定数が複数の場合は、代議員個人の名前を被せて代議員と呼ばれる。
- (22) States of Jersey, *Framework for the identity*

- of Jersey*. 2006.
- (23) Alistair Sutton, “Jersey’s Changing Constitutional Relationship with Europe”, *The Jersey Law Review*, 2005. p. 7.
- (24) Philip Bailhache, “Ministerial Government-A Brave New World”? *The jersey law Review*, 2005. p. 1.
- (25) P. E. Morris, “New Systems of Government the Channel Islands”, *Public Law*, Sweet & Maxwell, 2008.
- (26) Bailhache, *op. cit.*, p. 1.
- (27) *Ibit.*, p. 1.
- (28) States of Jersey, *Report of the Review Panel on the Machinery of Government in Jersey*, 2000. p. 20. このレポートは、Clothier 卿が座長となって作成されたことから、通称、クロシアー・レポートと呼ばれている。ジャージー議会の近代化に向けた大胆な提言が盛り込まれ、2005年ジャージー議会法の基になっている。
- (29) www.bbc.co.uk/jersey/my_island/election_2005/live/index.shtml. (20 August 2011 accessed).
- (30) www.bbc.co.uk/jersey/the_states/election/ (20 August 2011 accessed).
- (31) 筆者は、2001年11月の代議員選挙時にジャージーでフィールドワークを実施したが、代議員候補者が、元老選挙に予備選挙的に立候補して、一番得票数の多かった教区や選挙区から本番の代議員選挙に立候補するケースである。
- (32) 代議員選挙区割と定数は次のようになっている。St Helier 1区 (3)、2区 (3)、3区 (4)、St Brelade 1区 (1)、2区 (2)、St Clement (2) Grouville (1)、St Martin (1)、St Ouen (1)、St John (1) St Mary (1)、St Peter (1)、St Saviour 1区 (2)、2区 (2)、3区 (1)、St Lawrence (2)、Trinity (1)。()内は定数。
- (33) *States of Jersey get 16 new members in election*, www.bbc.co.uk/news/world-europe-jersey-15379808? (20 October 2011 accessed)。
- (34) Jersey Election 2011 : Candidates and Results, www.bbc.co.uk/news/world-europe-jersey-14060810? (17 October 2011 accessed)。
- (35) Bailhache, *op. cit.*, p. 5.
- (36) 2011年に第三者機関である選挙調査委員会 (Electoral Commission) が設立され、各公選議員職の権限や選挙制度改革も含めた議会改革について検討がなされている。States Greffe, *Electoral Commission Establishment*, 2011. p. 7.